

## 参議院議員通常選挙の投票所入場整理券の誤送付について

令和4年6月24日（金）に堺市南区期日前投票所に来庁した市民から、既に転居した家族の分の投票所入場整理券（以下「入場整理券」）も一緒に同封されてきたとの指摘があり、入場整理券の誤送付が判明しました。

誤送付によりご迷惑をお掛けした市民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、今後このような事態が発生しないよう、適正な事務執行、再発防止に取り組んでまいります。

概要については、以下のとおりです。

### 1 誤送付の件数及び内容

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の移し替え停止日（選挙人名簿の住所異動を締め切る日）から選挙期間中（10月6日～10月31日）に同じ行政区内で転居した選挙人及びその元世帯員12名

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| （内訳）転居した方の入場整理券が、転居前の元世帯に送付されたもの    | 6名 |
| 転居していない方の入場整理券が、転居した方の転居先住所に送付されたもの | 6名 |

### 2 経過

- ・令和4年6月24日（金）午後6時00分頃、南区期日前投票所に来庁した市民から転居した家族の入場整理券と一緒に同封されて来た旨を職員が聴き取り
- ・同日午後7時45分頃、南区選挙管理委員会事務局より、前記内容について市選挙管理委員会事務局に報告
- ・同日午後10時頃、市選挙管理委員会事務局が上記転居者の世帯番号が転居前のままで、正しい世帯番号に更新されていないことを確認し、直ちに選挙人名簿システムのシステム会社に調査を指示
- ・令和4年6月25日（土）午後1時頃、システム会社より調査結果の報告があり、堺市全体で12名の誤送付があったことが判明

### 3 原因

- ・選挙人の転居等の情報を集約している選挙人名簿システムでは、入場整理券作成のため、世帯番号の情報を保持しており、この世帯番号で入場整理券作成の世帯の編集を行います。
- ・選挙人名簿の移し替え停止日以降は、選挙人の住所等に異動があっても、次回名簿登録時までは、異動内容を選挙人名簿に反映させません。しかし、選挙人名簿システムは、次回名簿登録時のために当該異動情報を一時同システム内に保持しています。
- ・今回は、個々の選挙人情報をシステム画面から更新した際に、システム内に保持していた世帯番号を消去するというプログラムミスがあり、次回登録の際に転居者の世帯番号が更新されませんでした。

・このため、本来別の世帯として送付されるべきところ、同一世帯として送付が行われました。

※対象となる選挙人の入場整理券の宛名は正しい住所で作成されていましたが、世帯番号が転居前世帯と同じであったため、同一世帯として封入されていました。

#### 4 今後の対応

- ・誤送付先となった方を訪問し、お詫びするとともに、誤送付した入場整理券を回収し、正しい送付先に発送します。
- ・入場整理券が未回収となっても、期日前投票システムでの照合、当日投票所での名簿対照の徹底、従事者への確認徹底の指示等により二重投票を防止します。
- ・選挙終了後、選挙人名簿システムプログラムの当該不具合部分の修正対応を行います。

#### 5 再発防止策

- ・選挙人名簿システムにおいて、同一世帯番号で住所が異なる入場整理券のデータが作成された際に、データフォルダ上に警告メッセージをtxtファイルで出力する機能を追加します。
- ・選挙人名簿システムのプログラムに未発見の不具合がないか、システム会社にプログラム点検・再テストを徹底させます。
- ・データに矛盾があった場合にチェックできる機能を検討し追加します。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 問<br>い<br>合<br>わ<br>せ<br>先 | 担 当 課：堺市選挙管理委員会事務局<br>電 話：072-228-7875<br>ファックス：072-228-7883 |
|----------------------------|--|